

Ⅲ. まとめと考察

まとめと考察

1. 障害者スポーツの推進体制：福祉行政とスポーツ行政の境界で

2013年度現在、東京都と佐賀県を除く45道府県では、障害者スポーツは障害福祉関連部署が所管している。この結果は、2012年度の調査と同じであった。都道府県における主な障害者スポーツ振興事業は、

- 1) 全国障害者スポーツ大会への選手派遣(又は開催)
- 2) 障害者スポーツの大会・イベント
- 3) 障害者スポーツ教室
- 4) 障害者スポーツ指導者の養成

である。これらの事業の担い手は、都道府県の障害者スポーツ協会や障害者スポーツ指導者協議会であり、障害者スポーツ予算の多くが、協会への委託費として計上されている。実際、障害者スポーツ協会の人材や組織体制が、その都道府県の障害者スポーツ推進状況に与える影響は大きい。協会に専門性の高い職員を継続して配置できているところでは、障害者スポーツ教室が充実し、指導者の養成や他のスポーツ関連団体との連携が進んでいる。

政令指定都市、中核市、特例市、特別区(以下「市区」と表記)についてみると、障害者スポーツの所管は障害福祉関連部署が7割、教育委員会のスポーツ担当部署が2割弱、首長部局のスポーツ担当部署が1割となっている。全国障害者スポーツ大会に参加する政令指定都市を除くと、必ず実施しなければならない事業はないため、推進体制や事業の実施状況は自治体ごとにばらつきがある。政令指定都市以外の市区で大会や教室、指導者養成などが充実している自治体でも、障害者スポーツのための組織体制が整っている例は少なく、行政の担当者や当事者団体等にたまたま熱意のある人がいる(いた)といった偶発的、属人的な成功に支えられているケースが多い。都道府県や政令指定都市においても、障害者スポーツは、1~2名が他の福祉業務と兼務で担当しているのが一般的であることを考えれば、今回対象とした規模の大きい自治体においてさえ、障害者スポーツの大会、教室、指導者養成の事業をいずれも実施していない自治体が2割弱あるという結果も理解できる。福祉行政において、障害者スポーツは、障害者の多様な余暇活動の一つにすぎなかったが、今後、障害者スポーツのさらなる充実を図るためには、スポーツの観点から、行政の積極的な取組が不可欠である。

2. 全国障害者スポーツ大会の成果と課題

全国障害者スポーツ大会(全スポ)は、その前身の大会から、障害者スポーツの全国的な広がりにおいて重要な役割を果たしてきた。都道府県と政令指定都市は、複数の競技で、障害別、年齢別、障害の程度別に多くの障害者が参加できる本大会の開催や選手の派遣を担ってきた。全スポが毎年開催されてきたことで、その予選会に位置づけられる大会が各地で行われ、障害者スポーツの推進体制が各都道府県で整備されてきたと考えられる。実際、多くの都道府県において、全ス

ポの開催が障害者スポーツ協会設立の契機となっている。

障害者のスポーツの普及状況は、競技ごと、障害の種類ごと、さらに自治体ごとに差があるために、実施競技のレベルや参加選手のレベルにおいてばらつきが大きい。都道府県単位の障害者スポーツ競技団体があるのは、一部の競技、一部の自治体に限られるのが現状である。前身の全国身体障害者スポーツ大会では、一人でも多くの障害者に参加の機会を与えるため、第 33 回大会(1997 年)まで、原則「全国大会への出場は一人 1 回まで」という決まりを設けていた。障害者スポーツの全国的な普及や大会の規模拡大に伴い、この規定は廃止されたが、都道府県・政令指定都市の中には、競技によって、初出場の選手を優先する代表選考を行っているところも少なくない。

障害者スポーツの広がりに伴い、全スポも充実が図られている。精神障害者のバレーボールは、オープン競技での試行を経て、2008 年から正式競技に加わった。今後の検討課題として、障害者の高齢化と障害の重度化への対応や、精神障害者並びに内部障害者の参加機会の拡充などが考えられる。

3. 市区町村社会福祉協議会の貢献

今回の調査では、地域福祉の担い手である市区町村の社会福祉協議会(社協)と障害者スポーツとの関わりについて、その実態把握に努めた。約 4 割の社協で、障害者スポーツの運動や体育祭、スポーツ競技大会、スポーツ教室・サロン、(出し物にスポーツが含まれる)祭りや交流会を開催していた。さらに、7 割弱の社協では、障害者のスポーツに関する支援として、障害者スポーツ大会等の後援や障害者スポーツに関する情報提供、障害者スポーツ関係者への会場提供や用具の貸出などを行っていた。

これらの事業のうち、障害者スポーツの運動会や競技大会については、当事者団体や行政との共催で行われるのが一般的だが、障害者スポーツ教室・サロンと祭り・交流会については、社協が独自の事業として実施する場合も多いことが明らかになった。社協による障害者スポーツの事業で実施される種目は、体操、フライングディスク、グラウンド・ゴルフ、ボッチャなどで、高齢者にも人気の活動が多い。地域福祉の現場において、レクリエーションを通じた仲間との交流や健康づくりのため、手軽にできる運動・スポーツが提供されており、こうした活動において社協が重要な役割を果たしていることが改めて確認された。

4. 特別支援学校におけるスポーツ活動：大会運営の現状から

2013 年度の調査において、6 割の特別支援学校に運動部活動やクラブ活動があり、部活動・クラブ活動がある中学部の 8 割弱、高等部の 9 割弱で対外試合への参加がある、との結果が得られた。対外試合の中には、全国障害者スポーツ大会の都道府県・政令指定都市予選や種目別障害者スポーツ大会、一般のスポーツ大会への参加が含まれるが、今回は特別支援学校の児童生徒のための大会の実施状況を把握するため、大会の運営組織である特別支援学校体育連盟(特体

連)を対象に調査を実施した。

人口規模の小さい県では、障害種別の障害児・者の数はそれほど多くはない。普通学校に通学する障害児・者もあり、視覚障害や聴覚障害の特別支援学校は県内 1 校のみの県も多い。また、県内に複数の特別支援学校がある障害種別でも、全ての学校に部活動があるわけではなく、県内の学校を集めた競技会のために特体連を設置しているのは、47 都道府県の半数以下である。

県単位、又はブロック単位の競技大会は、生徒数・学校数が多い知的障害と、運動部活動・クラブ活動の設置率が高い視覚障害及び聴覚障害を中心に開催されている。全ての障害種別を対象としている特体連(9 県)においても、大会参加者の多くは知的障害者である。

部活動が盛んになることで生じた課題もある。知的障害の高等部・就業技術科の生徒は、障害の程度が比較的軽いため、部活動に熱心に取り組むことで、同じ大会に参加する他校とのレベルの差が大きくなっている。障害の程度に配慮しながら、多くの生徒が運動部活動・クラブ活動を楽しみ、成果を発揮する場として競技大会にも参加できる環境をつくるため、現場関係者の模索が続いている。

5. 競技団体と障害者との関わり

スポーツ関係者が、障害者への競技の普及や育成にどう関わっているのかを明らかにするため、(公財)日本体育協会に加盟する中央競技団体の現状を調査した。調査結果だけでは、中央競技団体を、障害者のスポーツの普及に「積極的な団体」と「消極的な団体」に分けて評価するのは困難であった。例えば、障害者に対する競技の普及・強化を審議する委員会の有無については、4 割の団体が「ある」と回答したが、「ない」と答えた 6 割の中にも、障害者スポーツに以前から関わっている団体が含まれている。2005 年度から「全日本障害者空手道競技大会」を主催している(公財)全日本空手道連盟や、加盟団体の都道府県陸上競技協会が、各地で開かれる障害者の競技大会を主管している(公財)日本陸上競技連盟などがその例である。一般の競技団体における障害者に対するスタンスは、市区町村の障害者スポーツ推進体制と同じように、障害者に理解のある関係者がいるかいないか、という偶然による部分が大きい。今後は中央競技団体だけでなく、都道府県の競技団体と地域の障害者スポーツ団体との関係が深まることを期待したい。

6. 障害者スポーツ行政：スポーツへの一元化に向けて

2011 年のスポーツ基本法の施行を受けて、障害者スポーツを取り巻く環境は急速に変化している。障害者のスポーツ参加機会の提供を模索する地域のスポーツ関係者が増えつつある。一方で、多くの人々の心に、障害者に対する差別意識がいまだに残っているのも事実であり、障害者スポーツを一般のスポーツより下に見る人は少数派ではない。

2014 年度から、国の障害者スポーツ行政が厚生労働省から文部科学省に移管された。都道府県では、東京都と佐賀県に続いて、鳥取県が 2014 年度から障害者スポーツ行政を首長部局に一部移管し、2015 年度から一元化する。調査によると、都道府県の 1/4 が「移管・再編を検討してい

る」と回答しており、移管の動きが今後加速することが予想される。2015年10月に予定されるスポーツ庁設置と、2020年東京パラリンピックも強い「追い風」となり、全国の都道府県と市区町村において、障害者スポーツ行政は福祉ではなく、スポーツで所管するのが一般的になるかもしれない。

地域における障害者スポーツ振興を福祉行政からスポーツ行政に移す際には、障害福祉分野の補助金の継続的活用と人的ネットワークの継承は必須である。スポーツが障害者の余暇活動である以上、福祉と完全に切り離すことはできない。障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の補助金のメニューに、「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」がある。多くの都道府県や市区町村では、大会、教室及び指導者養成の事業費に活用されている。この他にも、障害者の地域でのスポーツ活動のために使える補助金があり、これらを効果的に活用するためにも、福祉行政との連携は不可欠である。また、行政が障害者を対象としたスポーツ事業を実施するにあたって、実施体制や周知の面で、福祉関係者の協力が必要となる。社会福祉協議会等がパイプ役を担いながら、障害当事者団体や福祉施設とスポーツとの関係を築いていくことになるだろう。

国のスポーツ行政の移管は、全スポの在り方にも関わる問題である。全スポがこれまでに果たしてきた役割を適切に評価し、課題を検証した上で、今後の方向性について慎重に議論する必要があるだろう。

7. スポーツ、障害者スポーツ、福祉の三者連携

「障害者」といっても、障害の種類ごとに、それぞれが抱える課題は異なる。障害別の当事者団体へのヒアリング調査から、スポーツについて多くの障害種別に共通する課題として、

- 1) 障害者がスポーツに参加しやすい環境(施設、プログラム等)が十分でない
 - 2) 経済的事情から、スポーツを含む余暇活動に取り組む余裕がない
 - 3) 少子化と高齢化により、既存の障害者スポーツ団体やサークルが縮小傾向にある
- が挙げられた。

少子化と高齢化に伴う人材の不足は、一般の地域スポーツにおいても同様であるが、コミュニティの規模が小さい障害者の現場では、健常者の活動以上に状況は深刻である。人口減少が続く中で、これまでのように、当事者とその家族等からなる限られたメンバーで障害者スポーツのチームやサークルを支えるのは限界であろう。

スポーツ基本法を受けて、今後、スポーツ関係者が目指すべきは、障害の有無に関わらず、誰もが日常的にスポーツに親しめる社会を作ることには他ならない。この理想の社会の実現に向けて、地域では、

- 1) スポーツ関係者
- 2) 障害者スポーツ関係者
- 3) 福祉関係者

の連携体制を築く必要がある。

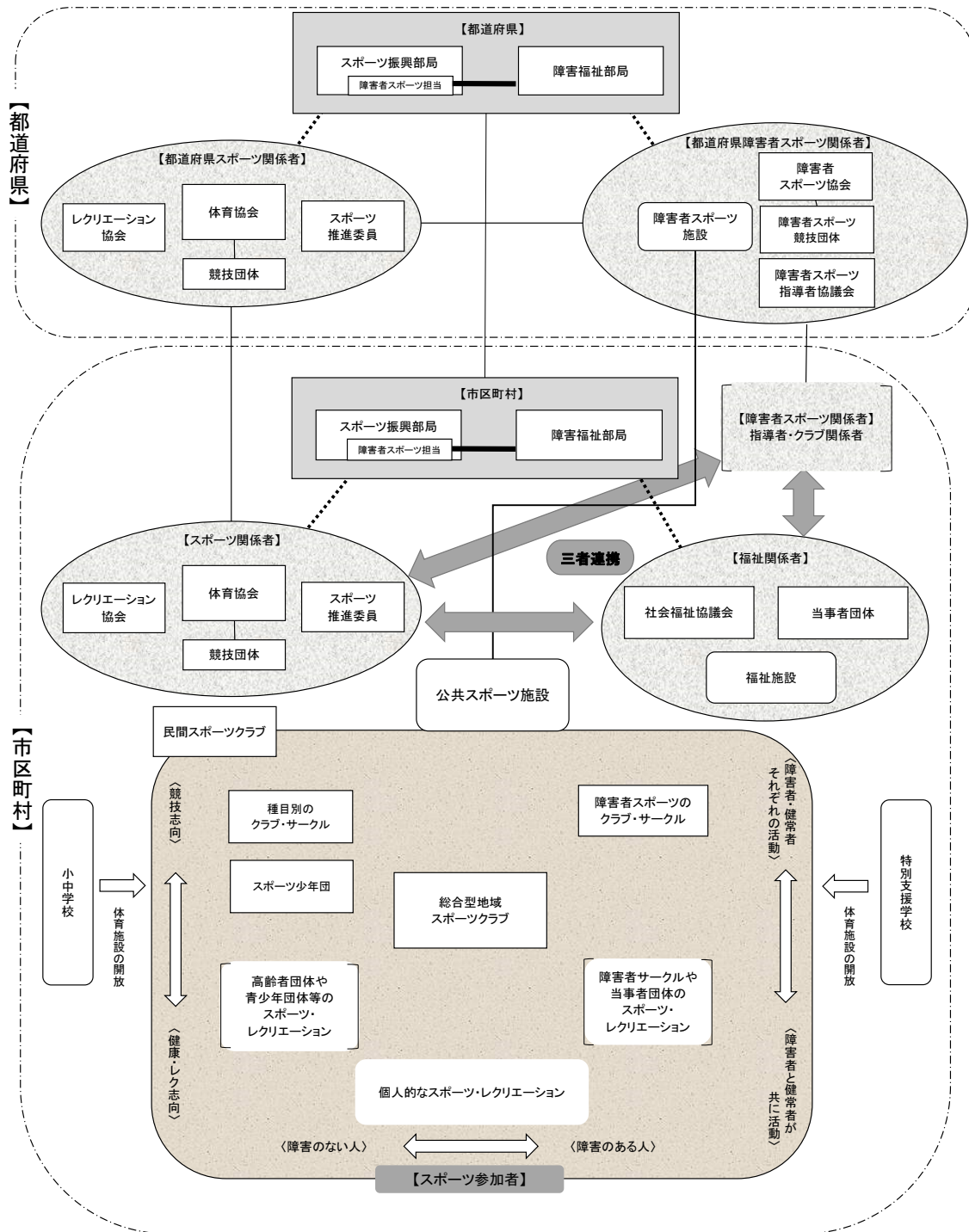
障害者スポーツ行政が福祉からスポーツに移ったとしても、全ての障害者にスポーツの機会を提供するためには、福祉分野がもつ障害者関係のネットワークと、福祉関係者のスポーツへの理

解が不可欠である。福祉関係者の中には、障害者スポーツの重要性が十分に理解できていない人がおり、スポーツからも、福祉からも支援が受けられないために、障害者スポーツの活動が広がらない地域がある。障害者にとってのスポーツは、体力の維持や心身の成長などにおいて、健常者以上に必要性が高い場合も少なくない。三者が協力して一つの事業に取り組むことによって、人材、資金、時間、そして空間を共有することができる。地域の活動において、将来を担う若い人材の不足は各分野共通の課題であり、人材の共有は三者にとってメリットになるだろう。無理に大きな事業にする必要はなく、既存のスポーツイベントや教室のアレンジでもよい。連携することで、それぞれの負担を抑えながら、障害者のスポーツ環境の小さなバージョンアップにつなげていく。この際、「障害者を含む参加者の心身の健康増進と地域住民の交流の促進」のような理念を掲げて、三者が成果を共有でき、継続できる事業を組み立てることが重要である。特定の障害者を対象にしたスポーツ教室、障害者と健常者がともに参加して楽しめるイベント、既存のスポーツイベントへの障害者の参加促進など、対象者に応じて、様々なプログラムが考えられる。多様な障害者のニーズを幅広くとらえ、スポーツの質を高めていく際には、障害者スポーツセンターの職員や障害者スポーツ団体等の関係者、障害者スポーツ指導者などの専門知識が活かされることになる。市区町村には、三者で構成される「障害者スポーツ推進協議会」(仮称)の設置を期待したい。

こうした連携促進の取組は、(公財)日本障がい者スポーツ協会の「地域における障害者スポーツ振興事業」、(公社)東京都障害者スポーツ協会の「障害者スポーツ地域開拓推進事業」や、(公財)日本レクリエーション協会「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する連携実践研究」において、各地で成果を上げつつある。社会福祉協議会の調査で紹介した小平市の事例もその一つである。

図表 6-1 に、障害の有無に関係なく、誰もがスポーツを楽しめるために求められる地域スポーツ推進体制を示した。国や地方自治体には、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックのレガシー(遺産)に、こうした社会の実現を位置付け、関係組織の連携を促す支援を期待したい。

図表 6-1 スポーツ、障害者スポーツ、福祉の連携による地域のスポーツ推進体制



- 注1) 組織・団体間及び施設間における罫線については、主な連携のみ表示している。
- 注2) 政令指定都市などにおいても、障害者スポーツ協会、障害者スポーツ指導者協議会、障害者スポーツ施設がある自治体もある。
- 注3) スポーツ振興事業団、福祉事業団がある自治体もある。